

青森県報

第四百六十四号

令和四年
五月二十七日
(金曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………
生活習慣病対策課……………一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出……………
同……………二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………
障害福祉課……………二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………
同……………三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………
同……………三
- 職業訓練指導員試験の施行……………
労政・能力開発課……………三
- 補助金等の交付に関する事務の地域県民局長への委任の一部改正……………
農林水産政策課……………四
- 地籍調査事業計画……………
農村整備課……………四
- 建設業者の許可の取消し……………
同……………四
- 同……………
同……………四
- 同……………
同……………四
- 同……………
同……………五

告 示

青森県告示第二百二十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

公 営 企 業

- 右……………
同……………
同……………
同……………
同……………
同……………
同……………
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………
同……………
同……………
同……………
同……………
同……………
同……………

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
三内調剤薬局	青森市大字三内字沢部一四三の八	令和四・二・二六
横迎町調剤薬局	むつ市横迎町二丁目一の八	四・三・三
弘前市立病院	弘前市大字大町三丁目八の一	〃
十和田泌尿器科	十和田市元町東一丁目三の八	〃

中央薬品株式会社中央調剤
薬局古川支店

青森市古川二丁目二〇の一九

四・四・一

青森県告示第三百二十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
すずらん調剤薬局三内店	青森市大字三内字沢部一四三の八	令和 四・三・一
マエタ調剤薬局医療センター前	弘前市大字富田三丁目六の三	〃
調剤薬局ツルハドレッジ弘前駅前店	弘前市大字駅前二丁目六の二	〃
有限会社平成堂薬局	青森市大字浪館字泉川二二の一	四・三・二七
ハッピー調剤薬局弘前岩木店	弘前市大字一町田字村元七二二の一	四・四・一
十和田泌尿器科クリニック	十和田市元町東一丁目三の八	〃
いろは薬局	むつ市横迎町二丁目一の八	〃
調剤薬局ツルハドレッジ八戸田向店	八戸市田向五丁目二九の一	〃
はちもり内科・消化器内科クリニック	八戸市田向五丁目二三の三〇	四・五・一
高橋こどもクリニック	八戸市売市三丁目一の三一	四・五・三

青森県告示第三百二十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	独立行政法人国立病院機構 弘前病院	弘前市大字富野町一	令和 四・四・一
変更後	独立行政法人国立病院機構 弘前総合医療センター		

青森県告示第三百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指 定 年 月 日
指定非営利活動法人 MUGEN	就労継続B型	五所川原市大字飯詰字石田二二〇二	令和 四・六・一
就労継続支援B型事業所 TOWA	就労継続支援B型	つがる市木造日向七四の二五	〃

青森県告示第三百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
えむナースステーション	むつ市小川町二丁目一の二二	令和 四・六・一
サカエ薬局田町	五所川原市字田町四の一	〃

青森県告示第三百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
東メデイカル調剤薬局	八戸市湊高台六丁目六の二一	令和 四・四・三〇
ほおずき薬局	上北郡おいらせ町鶉久保一の八	四・五・三
アオイ調剤薬局城東店	弘前市大字早稲田二丁目七の四	〃

青森県告示第三百二十九号

令和四年度職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施期日

区 分	試験職種	期 日
関連学科 （基礎学科及び専攻学科）	建築科	令和四年十月二十二日 （土）午前十時三十分
関連学科 （基礎学科及び専攻学科）	建築科	令和四年十月二十二日 （土）午後〇時三十分

二 実施場所

区 分	試験職種	実 施 場 所
関連学科 （基礎学科及び専攻学科）	建築科	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり大研修室一
関連学科 （基礎学科及び専攻学科）	建築科	同上

三 受験申請書の提出期限

令和四年八月一日（月）から同月三十一日（水）まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日までの消印のあるものは、有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各県立職業能力開発校で配布する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ
(電話〇一七―七三四―九四一五)

青森県告示第百三十号

平成十九年四月一日青森県告示第百六十三号(補助金等の交付に関する事務の地域県民局長への委任)の一部を次のように改正する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十六号までを二号ずつ繰り上げる。

青森県告示第百三十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、令和四年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市	新城山田第四地区	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
弘前市	第一浜の町東地区、第二浜の町東地区	
八戸市	十日市(13)、十日市(14)	
五所川原市	松島町の一部、大字吹畑字藤巻の一部	
むつ市	中央一丁目の一部、金谷二丁目の一部	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東邦環境開発株式会社
- 二 代表者の氏名 姥澤邦多
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田一丁目七の二四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第二〇〇七三三三号
- 五 取消年月日 令和四年四月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、大工工事業、舗装工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 住宅倶楽部株式会社

二 代表者の氏名 木村尊亘

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字藤崎字高瀬二〇の八

四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第二〇〇五五四号

五 取消年月日 令和四年四月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年三月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社明和運輸

二 代表者の氏名 畑中明美

三 主たる営業所の所在地 八戸市類家四丁目二一の八

四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第三〇〇三二八号

五 取消年月日 令和四年四月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及びしゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 信成建業有限公司

二 代表者の氏名 高屋敷隆

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字田面木字赤坂四〇の七

四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一三一五三号

五 取消年月日 令和四年四月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社コマツ工業

二 代表者の氏名 小松貞江

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字赤保内字外平二四

四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第三〇〇三六号

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 五 取消年月日 令和四年五月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年一月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社脇川商事
- 二 代表者の氏名 脇川一生
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第四〇〇三三〇号
- 五 取消年月日 令和四年四月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年二月二十八日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ウェブコーポレーション
- 二 代表者の氏名 芋田俊雄
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字洞内字豊良一の三五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第五〇〇一八二号
- 五 取消年月日 令和四年四月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ウェブコーポレーション
- 二 代表者の氏名 芋田俊雄
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字洞内字豊良一の三五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第五〇〇一八二号
- 五 取消年月日 令和四年四月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社中村建設
- 二 代表者の氏名 中村陽平
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市本町二丁目五五の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―二）第三三六三号
- 五 取消年月日 令和四年四月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和四年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年五月二十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

滅菌装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年四月二十二日

五 落札者の名称及び住所

株式会社シバタ医理科青森営業所

青森市南佃一丁目一四の一〇

六 落札金額

四千六百二十万円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
したものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年三月九日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年五月二十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

血管造影X線装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一

- 三 契約の方法
 - 一 一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年四月二十二日
- 五 落札者の名称及び住所
江渡商事株式会社
青森市問屋町一丁目一の一五
- 六 落札金額
二億九千三百十五万円
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
したものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和四年三月九日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円